

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第65号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

**第1条** 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正前部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(地区建築主事の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> (略) 2～5 (略) 6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第38項第2号(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">(書類の經由)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項又は法第18条第18項(これらの規定を法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認審査報告書又は審査報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の2第6項又は法第18条第27項(これらの規定を法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条の4第6項又は法第18条第36項(これらの規定を法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p> <p>(6) 法第7条の6第3項又は法第18条第39項(こ</p>	<p style="text-align: center;">(地区建築主事の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> (略) 2～5 (略) 6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">(書類の經由)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の2第6項(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条の4第6項(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p>

<p>これらの規定を法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定報告書</p> <p>(7) (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p><b>第9条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第20項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</p> <p>(国の機関の長等への準用)</p> <p><b>第22条の2</b> 前2条の規定は、<u>法第18条第3項又は第4項</u>の確認済証の交付を受けた者について準用する。</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p><b>第9条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第16項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</p> <p>(国の機関の長等への準用)</p> <p><b>第22条の2</b> 前2条の規定は、<u>法第18条第3項</u>の確認済証の交付を受けた者について準用する。</p>
--	--

(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

**第2条** 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項若しくは第26項</u>に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。